第２　食育の推進の目標に関する事項

１．目標の考え方

食育を国民運動として推進するためには、国や地方公共団体を始め、多くの関係者の理解の下、共通の目標を掲げ、その達成を目指して連携・協働して取り組むことが有効である。

このため、基本計画においては、国民運動として食育を推進するにふさわしい定量的な目標値を主要な項目について設定することとし、その達成が図られるよう取組を推進するものとする。

２．食育の推進に当たっての目標

⑴　食育に関心を持っている国民を増やす

食育に関心を持っている国民を増やすことを目標とする。平成27年度までに90％以上とすることを目標としていたが、目標を達成していないため、引き続き、平成32年度までに90％以上を目指す。

⑵　朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）等の推進にも配慮しつつ、朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の週当たりの回数を、平成27年度の9.7回から、平成32年度までに11回以上にすることを目標とする。

⑶　地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす

地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やすことを目標とし、平成27年度に64.6％となっている割合を、平成32年度までに70％以上とすることを目指す。

⑷　朝食を欠食する国民を減らす

子供の朝食欠食をなくすことを目標とし、平成27年度に4.4％（「全く食べていない」及び「あまり食べていない」）となっている子供の割合を、平成32年度までに０％とすることを目指す。

また、20歳代及び30歳代の男女の朝食欠食について、平成27年度に24.7％となっている割合を、平成32年度までに15％以下になるよう目指す。

⑸　中学校における学校給食の実施率を上げる

公立中学校における学校給食の実施率について、平成26年度に87.5％となっている割合を、平成32年度までに90％以上とすることを目指す。

⑹　学校給食における地場産物等を使用する割合を増やす

学校給食において都道府県単位での地場産物を使用する割合を増やすことを目標とする。平成27年度までに30％以上とすることを目指していたが、目標を達成していないため、引き続き、平成32年度までに30％以上とすることを目指す。

また、学校給食における国産食材を使用する割合を増やすことを目標とする。平成27年度までに80％以上とすることを目指していたが、目標を達成していないため、引き続き、平成32年度までに80％以上とすることを目指す。

⑺　栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす

「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事」を栄養バランスに配慮した食事の目安とし、そのような食生活を実践する国民を増やすことを目標とする。平成27年度に57.7％となっている割合を、平成32年度までに70％以上にすることを目指す。

また、20歳代及び30歳代の若い世代についても、目標値を設けることとし、平成27年度に43.2％となっている割合を、平成32年度までに55％以上にすることを目指す。

⑻　生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民を増やす

ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活の実践状況について、平成27年度に69.4％となっている割合を、平成32年度までに75％以上とすることを目指す。

あわせて、食品中の食塩や脂肪の低減に取り組み、スマート・ライフ・プロジェクトに登録された企業数について、平成27年度に67社となっている企業数を、平成32年度までに100社以上とすることを目指す。

⑼　ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす

ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やすことを目標とし、平成27年度に49.2％となっている割合を、平成32年度までに55％以上とすることを目指す。

⑽　食育の推進に関わるボランティアの数を増やす

食育の推進に関わるボランティアの数を増やすことを目標とする。平成27年度までに37万人以上とすることを目指していたが、目標を達成していないため、引き続き、平成32年度までに37万人以上とすることを目指す。

⑾　農林漁業体験を経験した国民を増やす

農林漁業体験を経験した国民（世帯）を増やすことを目標とし、平成27年度に36.2％となっている割合を、平成32年度までに40％以上とすることを目指す。

⑿　食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす

食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やすことを目標とし、平成26年度に67.4％となっている割合を、平成32年度までに80％以上とすることを目指す。

⒀　地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす

郷土料理や伝統料理等、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、箸使い等の食べ方・作法を受け継ぎ、地域や次世代（子供や孫を含む）へ伝えている国民を増やすことを目標とし、平成27年度に41.6％となっている割合を、平成32年度までに50％以上とすることを目指す。

また、20歳代及び30歳代の若い世代についてもこれらを受け継いでいる割合を増やすことを目標とし、平成27年度に49.3％となっている割合を、平成32年度までに60％以上とすることを目指す。

⒁　食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす

食品の安全性に関して、基礎的な知識に基づき自ら判断する国民を増やすことを目標とし、平成27年度に72.0％となっている割合を、平成32年度までに80％以上とすることを目指す。

また、20歳代及び30歳代の若い世代についても目標値を設けることとし、平成27年度に56.8％となっている割合を、平成32年度までに65％以上とすることを目指す。

⒂　推進計画を作成・実施している市町村を増やす

平成27年度までに食育推進計画を作成、実施している市町村の割合を100％とすることを目指していたが、いまだ１／４の市町村では、食育推進計画が作成されていないことから、引き続き、平成32年度までに食育推進計画を作成・実施している市町村の割合を100％とすることを目指す。

第３　食育の総合的な促進に関する事項

１．家庭における食育の推進

⑴　現状と今後の方向性

社会環境が変化し、生活習慣が多様化する中で、家庭における食に関する作法や望ましい食生活の実践等が十分ではないとの指摘がある。加えて、健康寿命の延伸の観点から、家庭における日々の食生活を見直すとともに、生涯にわたり生活習慣病の予防や改善にも努めていくため、次世代に伝えつなげる食育の推進がこれまで以上に重要となっている。

このため、家庭においても食育に関する理解が進むよう、食育活動を通じて学んだことについて、家庭での共有も促進しながら取組を行うことが必要である。

⑵　取り組むべき施策

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

（子供の基本的な生活習慣の形成）

企業や地域が一丸となり、子供の基本的な生活習慣を育成し、生活リズムの向上を図るために、優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進に係る文部科学大臣表彰や、保護者向け啓発資料の作成等を始めとする「早寝早起き朝ごはん」国民運動等により全国的な普及啓発を推進する。